

| 所長 | 次長 | 企画管理部 部長 | 施設 部長 | 待遇統括 部長 | 処遇企画 部長 | 男子第一 待遇統括 部長 | 男子第二 待遇統括 部長 | 女子区 統括 部長 | 特別待遇 統括 部長 | 看守 責任者 | 担当 看守 責任者 | 副看守 責任者 | 乙第22号証 |
|----|----|-------------|----------|------------|------------|--------------------|--------------------|-----------------|------------------|-----------|-----------------|------------|--------|
| | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 機密性2 |

平成29年5月21日

東日本入国管理センター所長 殿

処遇部門処遇第二班

入国警備官

警備士補

制止措置に抵抗した [] 人被収容者の保護室への移室と戒具の使用について（報告）

本年5月21日、[] 1号室に隔離中の [] 人被収容者が、同室扉を施錠したまま搬入口越しに貴重品庫から抽出した荷物を確認していた [] 副看守責任者に対し、居室扉を解錠した上で荷物を確認したい旨執拗に主張したため、同副看守責任者が解錠できないと説明したところ、同被収容者が激高し、搬入口から外に右手を伸ばして同副看守責任者の胸ぐらを掴んだため、[] 看守責任者指示により、[] 副看守責任者以下5名で制止した。

制止後、同被収容者は直ちに [] 副看守責任者の胸ぐらを離したものの、その直後、自身の頭を壁に打ちつけたことから中止を命じたが、職員の指示に従わず、更に頭を壁に打ちつけようとしたため、解錠した上で制圧した。その後、同被収容者が抵抗をやめたので勤務員が退室したところ、同人は再び、頭を壁に打ちつけようとしたので、[] 看守責任者指示により、[] 副看守責任者以下5名で制圧の上、両手に第一種手錠を施して同被収容者を保護室へ移室した。

保護室へ移室後も同被収容者はなおも頭を壁に打ちつけたため、両手に第

二種手錠、大腿部、膝関節部及び両足首に第一種捕じよう及び第二種捕じようを施した。

これらの状況等について、下記のとおり報告する。

記

1 被隔離者身分事項

国 稽 [REDACTED]

氏 名 [REDACTED] (男、以下「[REDACTED]」という。)

生年月日 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日 ([REDACTED] 歳)

居室番号 [REDACTED] 号室 (元 [REDACTED] 寮 [REDACTED] 号室)

2 保護室及び戒具使用状況等

(1) 保護室使用開始時間

平成 29 年 5 月 21 日 18 時 49 分から ([REDACTED] 号室)

(2) 戒具使用時間及び使用部位

ア 第一種手錠

(ア) 同日 18 時 47 分から 18 時 53 分まで (両手前)

(イ) 同日 18 時 54 分から 19 時 44 分まで (両手後ろ)

イ 第二種手錠

(ア) 同日 18 時 55 分から 18 時 56 分まで (両手後ろ)

(イ) 同日 18 時 57 分から 18 時 58 分まで (両手後ろ)

(ウ) 同日 18 時 59 分から 19 時 46 分まで (両手後ろ)

ウ 第一種捕じよう

(ア) 同日 19 時 03 分から 19 時 11 分まで (大腿部)

(イ) 同日 19 時 31 分から 19 時 42 分まで (両足首)

エ 第二種捕じよう

同日 19 時 30 分から 19 時 43 分まで (膝関節部)

3 事案概要

(1) [] の [] 号室への隔離については、平成 29 年 5 月 21 日付け [] 警守長作成の報告書において報告おきのところである。

5 月 21 日 18 時 42 分、[] が貴重品庫から抽出した荷物を確認していた [] 副看守責任者に対し、「居室扉を開けた状態で、荷物を確認させてほしい。」などと執拗に述べたため、同副看守責任者が解錠できないと説明したところ、[] が激高し、右手で同副看守責任者の胸ぐらを掴んだことから、[] 看守責任者指示により、[] 副看守責任者以下 5 名で制止した。

制止後、[] は直ちに [] 副看守責任者の胸ぐらを離したもの、その直後、自身の頭を壁に打ちつけたため、口頭で制止したが、職員の指示に従わないことから、[] 看守責任者指示により、[] 副看守責任者指揮のもと、右腕を [] 副看守責任者が、左腕を [] 副看守責任者が、両足を [] 警守長及び [] 警守がそれぞれ押さえ、本職及び [] 警守が頭部を保護してうつ伏せに制圧した。

制圧後、自損行為をしないよう申し向けたところ、[] は「分かりました。」と述べたため、制圧を解除し、勤務員が退室したところ、再び、自身の頭を壁に打ちつけたことから、[] 看守責任者指示により、[] 副看守責任者以下 5 名で制圧の上、18 時 47 分、[] に対して第一種手錠を両手前に施し、18 時 49 分、仰向けの状態にした[] を [] 号室へ移室した。

(2) 保護室において [] 副看守責任者及び [] 副看守責任者が [] に対し、自損行為をしないよう説諭したところ、[] は「もうやらない。」などとこれに応じたため、[] 副看守責任者指揮のもと、順次制圧を解除すると、[] は直ちに自身の頭を壁に打ちつけたことから、18 時 52 分、[] 副看守責任者指揮のもど、右腕を [] 警守が、左腕を [] 警守が、両足を [] 警守長及び [] 警守が、右脇腹付近を本職が、左腰

及び左肩付近を [] 副看守責任者がそれぞれ押さえ、[] 警守長が頭部を保護してうつぶせに制圧した。

(3) 制圧後も [] は抵抗を続けたことから、[] 副看守責任者指示により、18時54分、両手前に施していた第一種手錠を両手後ろに施したが、[] はなおも抵抗したため、18時55分、Mサイズの第二種手錠を第一種手錠の肘側に両手後ろに施した。

18時56分、[] が「手錠がきつくて痛いです。」などと述べたことから、第一種手錠及び第二種手錠を緩め、18時57分、再度、第二種手錠を両手後ろに施したが、なおも [] は「手錠がきつくて痛い。」などと述べた。

そのため、[] 副看守責任者指揮のもと、[] の左手の第一種手錠及び第二種手錠を外したところ、[] は「痛いだろう。ばかやろう。」などと叫び、[] 副看守責任者の左手甲に噛みついた。

18時58分、[] が「手錠がきつくて痛い。」と訴え続けることから、[] 副看守責任者指揮のもと、Mサイズの第二種手錠を外し、18時59分、脱落防止用のために緩めた状態の第一種手錠を施した上で、Lサイズの第二種手錠を第一種手錠の肘側に両手後ろに施した。

(4) 19時00分、[] の抵抗が収まったことから制圧を解除し、勤務員が順次、保護室から出ようとしたところ、[] が左足で[] 警守の右手甲を蹴ったため、[] 副看守責任者指示により、右腕を[] 警守が、左腕を[] 警守が、両足を[] 副看守責任者、本職、[] 警守長及び[] 警守がそれぞれ押さえ、[] 警守長が頭部を保護してうつぶせに制圧した。

制圧後も [] が抵抗を続けたことから、19時03分、[] 副看守責任者指揮のもと、[] 副看守責任者が第一種捕じょうを大腿部を連結する方法で施した。

(5) 19時08分、[] 看守責任者指示により、[] の両手首の異状の有無を確認したところ、手錠を施していた部分が赤くなっていた。また、両手首の異状の有無を確認した際、[] 副看守責任者の胸ぐらを掴んだ際に負傷したと思われる右手小指の擦過傷があったため、[] に対し、右手小指を消毒しようとしたところ、[] はこれを拒否した。

19時10分、[] 副看守責任者及び[] 副看守責任者は[] の抵抗が収まったことから、制圧を解除した上で[] に対し、冷静になるよう申し向け、勤務員が順次、保護室から出た。

(6) 19時12分、[] が体全体を揺らし前かがみになって第一種捕じようを口でくわえるなどして、大腿部に施した第一種捕じようを外したため、[] 副看守責任者以下9名により保護室に入室した上で、[] に対し落ち着くよう説諭した。19時16分、[] 看守責任者指示により、[] の頭部の受傷部分を確認しようとしたところ、[] が拒み、座ろうとしないことから、[] 副看守責任者以下9名により、座らせ、頭部の受傷部分を確認すると、右側頭部には、壁に頭を打ち付けた際に負傷したと思われるミミズ腫れ様の傷があった。

(7) 19時19分、[] が次第に落ち着きはじめたことから、[] 副看守責任者、[] 副看守責任者及び[] 警守以外の勤務員は保護室から退出し、これら3名で[] と面接を実施していたところ、[] が興奮はじめ、[] 副看守責任者に対し、「このやろう。ばかやろう。」等と大声で[] 副看守責任者罵倒しはじめたので、[] 副看守責任者が面接を中止する旨申し向けると、19時29分、[] が再び、頭部を壁に打ちつけたことから、[] 統括指示により、[] 副看守責任者指揮のもと、19時30分、第二種捕じようを膝関節部、19時31分、第一種捕じようをそれぞれ施した。

(8) 19時42分、[] の抵抗が少しずつ收まってきたことから、[]

[REDACTED] 統括指示により、第一種捕じょうを外し、19時43分、第二種捕じょうを外した。その際、両足首及び膝関節部の異状の有無を確認したが、異状はなかった。

(9) 19時44分、[REDACTED] の抵抗が完全に収まったため、[REDACTED]
[REDACTED] 統括指示により、第一種手錠を外し、19時46分、第二種手錠を外した。その際、両手首の異状の有無を確認したところ、手錠を施していた部分が赤くなっていた。

(10) 19時48分、[REDACTED] の抵抗が完全に収まり、[REDACTED] が [REDACTED] 号室で話したいと述べたことから、[REDACTED] 統括指示により、[REDACTED] 副看守責任者以下9名により、[REDACTED] 号室に移室した。

(11) 19時49分、[REDACTED] が「居室扉を閉めた上で、[REDACTED] 副看守責任者と話がしたい」と述べたことから、[REDACTED] 副看守責任者以下3名が [REDACTED] 号室に入室した上で、面接を実施した。

[REDACTED] は終始、「この部屋にいると私は自分でも何をするか分からないので、この部屋から出してほしい。」などと自分勝手な自己主張を展開し続けた後、[REDACTED] は「これ以上話すことはない。」と述べ、以後、言葉を発することなく、トイレに座り続けたことから、20時30分、[REDACTED] 看守責任者指示により、[REDACTED] 副看守責任者以下3名は退出した。

(12) 退出後、[REDACTED] 副看守責任者以下9名が対面監視をし、20時52分、[REDACTED] が就床したため、対面監視の職員を4名に縮小した上で、[REDACTED] 副看守責任者以下3名で消灯まで対面監視を継続したところ、[REDACTED] は就寝した様子であったことから、22時00分、[REDACTED] 看守責任者指示により、対面監視を解除した。その後、[REDACTED] は就寝しており、特異動向等はなかった。

4 その他

(1) [REDACTED] の怪我の有無を確認したところ、右側頭部にミミズ腫れ様の傷

及び [REDACTED] 副看守責任者の胸ぐらを掴んだ際に負傷したと思われる右手小指の擦過傷を確認するとともに、戒具を施していた両手首が赤くなっている状況を確認した。

(2) 本件制圧の際、受傷した勤務員は [REDACTED] 副看守責任者、 [REDACTED] 副看守責任者及び [REDACTED] 警守であるところ、 [REDACTED] 副看守責任者は、 [REDACTED] により胸ぐらをつかまれる暴行を受けたため、胸部中央に縦約 5 センチメートル、横約 3 センチメートルに渡って、皮膚が赤色に変色していたが、胸部中央以外には外傷はなかった。

[REDACTED] 副看守責任者は、 [REDACTED] により左手甲を噛みつかれたため、歯型様の痕が赤く腫れ上がった状態で残ったものの、左手甲以外には外傷はなかった。

[REDACTED] 警守は、 [REDACTED] により左足で右手甲を蹴られた際、強い痛みがあったものの、腫れや皮膚の変色はなく、右手甲以外には外傷はなかった。なお、このほかに職員及び被収容者に受傷した者はいなかった。